



令和6年7月11日

担当課	高齢者・地域福祉課 障害者支援課 保健対策課
担当者	小杉・嶋田・佐々木
電話	(073) 435-1063
内線	5265

外出支援事業に係る 公衆浴場入浴料の据え置きを続けます

物価統制令により知事が上限を定めることとされている一般公衆浴場※の入浴料金統制額（上限額）が、物価高騰や燃料費上昇を鑑み、令和6年4月1日から改定されました。

※一般公衆浴場：温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される入浴施設。

	改定前	改定後
大人（12歳以上）	440円	490円
中人（6歳以上12歳未満）	150円	170円
小人（6歳未満）	80円	100円

外出支援事業利用者の入浴料は予算確保ができるまで公衆浴場事業者に協力いただき、据え置きとしていましたが、6月補正予算により、4月からの値上げ分から遡及して市が負担し、利用者のみなさまによる負担額を変更することなく、従来通りの費用でご利用いただけるようにしています。

※外出支援事業

- ・元気70パスの交付を受けている高齢者・・・年間54回利用可能
- ・身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者・・・年間24回利用可能

入浴料金改定を行い、利用者負担額が変わらず利用できる公衆浴場

浴場名	住所
今福湯	和歌山市今福3丁目5-7
神明湯	和歌山市今福1丁目10-1
浜湯温泉	和歌山市和歌浦南2丁目4-14
山吹温泉	和歌山市山吹丁40
信節温泉	和歌山市黒田315
万歳湯	和歌山市北中島1-25
手平温泉	和歌山市手平3丁目2-27
幸福湯	和歌山市北休賀町31
新町温泉	和歌山市加太1070-31
ユーバス	和歌山市湊20
フレックス	和歌山市和歌浦東4丁目4